

2022年4月

丹葉地区各小中学校長 様

尾北教職員労働組合

執行委員長 小山 晃範

新年度を迎えるにあたり

子どもが輝き教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

日頃は、学校教育にご尽力いただきありがとうございます。

コロナ感染対策で子どもの学びが制限され、教職員も過密で多忙な毎日を過ごす状況の中、子どもと教職員が真に輝く学校づくりに向け、現状をどう改善するのかということが、学校現場の重要な課題です。

教職員の多忙化解消の取り組みが進められているものの、勤務時間内で仕事が終わる先生は少なく、残業を余儀なくされている現状が依然多く見られます。さらには、健康破壊などの深刻な状況に陥っている先生方も見られます。

教職員が健康であってこそ、子どもたちに分かる授業を行ったり、一人一人の子どもの声に耳を傾けたりできるのではないのでしょうか。

新年度を迎えるにあたり、子どもが輝く学校づくりのために、すべての教職員が健康で、協力し合って仕事に取り組むことができるよう、関係機関への働きかけを含め、以下のことを要請します。

記

- ① 新型コロナウイルス感染症対策については、「学校の新しい生活様式」（文科省）や「教育活動の実施等に関するガイドライン」（愛知県教委）で示された内容や基準をもとに、教職員間での共通理解を図っていくこと。
- ② マスクの着用については、「身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべき」という原則をふまえた対応をすること。また、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症により命に関わる危険が高いため、マスクを外すよう指導すること。
- ③ GIGAスクール構想により各学校に配備されたタブレット端末について、タブレットありきの授業を進めるのではなく、無理のない範囲で活用できるようにすること。また、タブレットの持ち帰りについては、その管理を家庭に委ねるため、保護者の同意を基本とすること。リモート学習についても、子どもは学校で直接学び合うことが大切であるとの考えを基本とし、慎重に進めること。
- ④ 小学校高学年における教科担任制については、以下の内容に留意すること。
 - ア 専科教員の加配を基本にして進める。
 - イ 文科省が示す優先教科にとらわれず、学校の実情に応じて決める。
 - ウ 学年内の担任どうしで教科を交換して行うことについては、実施するかどうかを各学校で慎重に検討する。
- ⑤ 部活動の改善に向け、以下の取り組みを進めること。
 - ア 生徒及び教職員の健康と生活リズムを大切にす観点から、朝練習を中止する。
 - イ 新規採用教職員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は主顧問を担当させない。
 - ウ 部活動の担当については、個々の教職員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにする。
 - エ 生徒の部活動の加入については、本人の希望を原則とし、押し付け的にならないようにする。
 - オ 部活動の社会体育への移行に向け、検討を進める。
- ⑥ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を厳守するため、「月45時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。その際、早く帰ることのみを強調する「時短ハラスメント」が生じないようにすること。
- ⑦ 教職員に対し、7時間45分の勤務時間と45分間（昼の15分間、夕方の30分間）の休憩時間を周知するとともに、休憩がとれるようにすること。
- ⑧ 7時間45分勤務が確実に守られ、休憩時間が確保されるよう、以下の内容について配慮すること。
 - ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに打合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。

- イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。
- ウ 職員会議や学年会・部会などの会議は、16時15分までに終わるようにし、時間が足りなくなった場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。
- ⑨ 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないようにすること。
- ⑩ 年間の授業時数については、標準時数をこえた余分を、多く組まないようにすること。結果的に標準時数を下回ることもないこと、年度当初に無理のないよう計画を立てること。
- ⑪ 教員、特に学級担任の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
- ア 当面、授業の持ち時間数が、小学校週25時間以内（1日1時間以上の実務時間《空き時間》確保）、中学校週20時間以内（1日2時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進める。
- イ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の実務時間（空き時間）確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数やTTの授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避ける。
- ウ 学習指導要領による学習内容や授業時数が増加している実態に対応するため、専科教員を増やす。
- ⑫ 授業の準備及び、学級・学年・分掌の事務、必要な会議などの時間が、勤務時間内にきちんと確保されるよう、打ち合わせや会議を精選したり、午後の授業を一部カットしたりするなど、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講じること。
- ⑬ コロナ感染症予防対策として抜本的に見直しをはかった学校行事等については、多忙化解消の観点から、見直しを継続する方向で検討していくこと。特に、以下の内容については、すべての学校で見直しが継続されるよう進めること。
- ア 学習発表会や運動会、卒業式等の行事について練習を含めたさらなる見直しを進める。
- イ 学校訪問は、今後も継続して簡素化を図る。
- ウ 作品募集に関わる業務（作品収集・審査・名簿作成・作品梱包・発送等）は、本来の学校業務ではないので、学校で請け負わないようにする。
- エ 市の美術展や作品展について、学校の関わりをさらに簡素化する。
- ⑭ 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。
- ⑮ 早朝勤務などの時間外勤務があったときは、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いて割り振りを講じること。
- ⑯ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解くこと。
- ⑰ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することとならないように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。
- ⑱ 職員が病気やけがで休む際に、年休で休むといった実態が依然見られるので、病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
- ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れる。
- イ ボーナスは30日未満、給与は40日未満の取得なら、処遇には影響がない。
- ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ない。
- ⑲ 教職員としての身分の侵害及び人権の侵害となるハラスメントが生じないようにすること。特に、パワーハラ防止については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31改定）を周知徹底すること。
- ⑳ 政府が導入を図り、各自治体の判断で実施可能としている「1年単位の変形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけで、実際には退勤時刻を今より遅くし、多忙化をさらに進める恐れがあるので、導入しないこと。

以上